市（or町、村）名

＜用語の定義＞

① この応募申請書において「特定廃棄物」とは、特定家庭用機器廃棄物をいう。

②　この応募申請書において「予定対象地域」とは、不法投棄される特定廃棄物の量を大幅に削減することを目的とした事業を実施する予定の地域をいう。

③　この応募申請書において「予定防止事業」とは、予定対象地域における特定家庭用機器の不法投棄を未然に防止する事業をいう。

④　この応募申請書において「予定防止事業期間」とは、予定防止事業を実施しようとする期間をいう。予定防止事業期間は平成３０年１月１日以降に始まり、平成３０年１２月３１日以前に終わる連続した期間でなければならない。

⑤　この応募申請書において「予定引渡事業期間」とは、予定対象地域において不法投棄された特定廃棄物を回収し、当該廃棄物に係る製造業者等に引き渡す事業（以下「予定引渡事業」という。）を実施する期間をいう。予定引渡事業期間は３か月以内の連続した期間であって、予定防止事業期間内に含まれるものでなければならない。

⑥　この応募申請書において「実施予定事業」とは、予定防止事業及び予定引渡事業をいう。

⑦　この応募申請書において「協力要項」とは、不法投棄未然防止事業協力実施要項をいう。

１．事業計画

# （１）　計画全体について

①　予定対象地域名（ ）

②　当該地域の平成２９年７月１日現在の世帯数及び人口 世帯数（ 　 ）

人口 （ ）

③　予定対象地域における不法投棄の現況及び予定事業を実施しなければならない必要性

（具体的に記載すること。）

# （２）　予定防止事業について

①　予定防止事業期間：平成３０年　　月　１日～平成３０年　　月　末日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 例）看板の作成と設置 |  |  |  | 作成 |  |  |  |  | 設置 |  |  |  |
| 例）パトロールの実施 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

②　事業の内容（個別事業ごとに具体的な内容を記載）

①の予定防止事業について個別事業ごとに記入例を参考に記載してください。

【記入例及び提出書類】(**不要な事例は削ること**)

・監視カメラ：

夜間でも効果が期待できる高感度カメラを不法投棄が多発している地点に設置する。

1. 設置予定数・時期：○○台、△月～□月
2. 設置予定場所：■■町、□地域、△地域

（提出書類）　見積書（契約書）、仕様書等、不法投棄防止が主たる目的であることが明記された書面。

・看板、のぼり旗：

不法投棄が多い林道や死角になり易い高速道路高架下を中心に、夜間でも目立つよう反射式の看板を設置する。

1. 作成予定数・時期：○○枚（本）、△月～□月
2. 設置予定数・時期：○○枚（本）、△月～□月
3. 設置予定場所：■■町、□地域、△地域
4. 事業開始時の在庫予定数：○○枚（本）（無い場合は、「0」（ゼロ）と記載すること）

（提出書類）　見積書、デザイン案（不法投棄禁止の表現があるもの）

・パトロール：

市街地外周部、河川敷及び山間部であって不法投棄が多発している地域を重点監視地域とし、夜間を重点監視時間帯とする。一定期間ごとに不法投棄の変動を掌握し、これに基づき重点地域、重点時間帯の設定を行うこととする。

1. 予定チーム数（人数）：○チーム（２人１組、計○人）
2. １回あたりの予定時間：△時間（22:00～5:00、休憩1時間）
3. 予定回数(日数)等：週●日（年間●●●日）実施予定

（提出書類）　契約書、業務仕様書等、不法投棄防止が主たる目的であることが明記された書面。

・警告ステッカー：

不法投棄物へ貼付し、速やかな撤去や適性排出を促す。また、素材の耐久性を高め回収するまでの間、確実に警告･周知できるように工夫する。

1. 作成予定数・時期：○○枚、△月（～□月）
2. 使用予定数：○○枚、（不法投棄のあった場所に、都度設置）
3. 事業開始時の在庫予定数：○○枚（無い場合は、「0」（ゼロ）と記載すること）

（提出書類）　見積書、デザイン案（不法投棄禁止の表現があるもの）

③　予定防止事業を実施することにより不法投棄される特定廃棄物の量が削減されると見込まれる根拠（具体的に記載すること。）

④　過去に同様の事業を実施している場合は、その効果及び改善策（具体的に記載すること。）

# （３）　予定引渡事業について

①　予定引渡事業期間：平成３０年　　月　１日～平成３０年　　月　末日

（３か月以内の連続した期間であって、予定防止事業期間内に含まれるものでなければならない。）

②　予定引渡事業期間に予定対象地域において不法投棄される特定廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す見込み量（期間の合計）

（a）(b)欄の記載台数は、第３面＜表＞との一致を確認すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 引渡見込み台数 | 前年同期間の台数  (a) | 前々年同期間の台数  (b) |
| ユニット形エアコンディショナー |  |  |  |
| ブラウン管式テレビ |  |  |  |
| 液晶式及びプラズマ式テレビ |  |  |  |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |  |  |  |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

③　上記②の表に記載した「引渡見込み台数」が（a）及び（b）の多い方と比較して増加する場合はその試算根拠を記載すること。

④　予定引渡事業により回収しようとしている特定廃棄物の不法投棄の回収の方法及び回収した場所から指定引取場所までの輸送方法を具体的に記載すること。

⑤　予定引渡事業により回収しようとしている特定廃棄物が不法投棄されている場所の状況が判る写真を添付すること。

# （４）　実施予定事業により当該事業を実施した後において見込まれる不法投棄される特定廃棄物の削減見込み量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 予定対象地域における特定廃棄物の　　　　　不法投棄量 | | 削減見込み量  (a－b) | 削減見込み率  (a－b)／a×100  ※小数点以下第2位を四捨五入 |
| 平成28年4月～　　平成29年3月  実績（a） | 平成31年4月～　　平成32年3月  見込み(b) |
| 台 | 台 | 台 | ％ |
| ユニット形  エアコンディショナー |  |  |  |  |
| ブラウン管式テレビ |  |  |  |
| 液晶式  及びプラズマ式テレビ |  |  |  |
| 電気冷蔵庫  及び電気冷凍庫 |  |  |  |
| 電気洗濯機  及び衣類乾燥機 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

# （５）　予定対象地域における協力要項第５条第４項第５号に規定する義務外品を排出者から引き取り、再商品化等実施者に引き渡す体制（以下「義務外品体制」という。）について

環境省より「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」が公表されているので参照すること。

　　　　環境省ガイドラインＵＲＬ：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26672.pdf>

①　義務外品体制の内容

予定防止事業期間中に実施しようとしている体制について、以下の候補のうち該当するものの前にある□をクリックして☑とするか○印で選択（複数選択可）し、「その他」を選択した場合は内容を具体的に記載すること。

イ）市町村等又は市町村等の委託業者が引取りを行う。

ロ）市町村等が協定締結又は協力依頼した家電小売業者が引取りを行う。

ハ）市町村等が協定締結又は協力依頼した収集運搬許可業者が引取りを行う。

ニ）その他（ ）

②　予定している住民への義務外品体制の周知方法について

以下の候補のうち該当するものの前にある□をクリックして☑とするか○印で選択（複数選択可）し必要事項を記載、「その他」を選択した場合は周知方法を具体的に記載すること（すでに実施している場合、広報誌、ホームページ等を添付のこと。なお、排出者が業者に依頼する場合は当該業者の連絡先が掲載されていることが内定の条件となります。）。

イ）ホームページに掲載（すでに実施している場合はＵＲＬを記載）

　　　ＵＲＬ：

ロ）配布物に掲載（配布物名： ）

ハ）その他（ ）

③　義務外品体制を利用して義務外品を排出する者が支払う収集運搬料金の単純平均額

（単位：円、消費税込み）

|  |  |
| --- | --- |
| ユニット形エアコンディショナー |  |
| ブラウン管式テレビ |  |
| 液晶式及びプラズマ式テレビ |  |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |  |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |  |

④　予定対象地域に存する小売業者が義務外品の引取りを求められた場合に請求している収集運搬料金の単純平均額（買い換えの場合に請求している収集運搬料金も記載すること。）

（単位：円、消費税込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 義務外品の引取りを求められた場合の収集運搬料金 | ユニット形エアコンディショナー |  |
| ブラウン管式テレビ |  |
| 液晶式及びプラズマ式テレビ |  |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |  |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |  |
| 買い換えの場合の収集運搬料金 | ユニット形エアコンディショナー |  |
| ブラウン管式テレビ |  |
| 液晶式及びプラズマ式テレビ |  |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 |  |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機 |  |

⑤　応募申請書提出時点での義務外品体制の運営状況（（５）①と異なる体制の場合のみ記載すること。）

# （６）　予定対象地域における粗大ごみの回収方式

予定防止事業期間中に採用しようとしている方式について、以下の候補のうち該当するものの前にある□をクリックして☑とするか○印で選択すること。いわゆるステーション回収方式等、廃棄物の不法投棄を誘発する懸念のある方式を採用しようとしている場合は、当該方式について講じようとしている不法投棄を防止するための措置とその効果も記載すること。

イ）戸別回収方式

ロ）ステーション回収方式

（不法投棄防止のための措置と効果： ）

ハ）その他の回収方式（具体的回収方法及び不法投棄防止のための措置と効果を記入）

（ ）

# （７）　住民（排出者）に対して特定廃棄物の適正な引渡しに関して行う広報の内容

①　平成２９年度（実施予定事業を実施する年度の前年度）中に実施した又はこの応募申請書提出後に実施する予定の広報の内容。既に実施の場合には広報に用いた成果物を提出してください。

②　平成３０年度（実施予定事業を実施する年度）中に実施する予定の広報の内容

# （８）　小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対する指導・広報の内容

　　　（排出者からの引取義務、再商品化等実施者への引渡義務、料金の公表等について）

①　平成２９年度（実施予定事業を実施する年度の前年度）中に実施した指導・広報の内容又はこの応募申請書提出後に実施する予定の広報の内容。既に実施の場合には広報に用いた成果物を提出してください。

②　平成３０年度（実施予定事業を実施する年度）中に実施する予定の広報の内容